高知県興行場法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| ○高知県興行場法施行細則  昭和31年12月21日規則第70号  　改正  　　昭和36年２月10日規則第６号  　　昭和44年６月４日規則第29号  　　昭和59年10月１日規則第43号  　　昭和61年６月23日規則第61号  　　平成５年３月31日規則第26号の５  　　平成12年３月28日規則第62号  　　平成13年３月27日規則第19号  　　平成17年３月25日規則第38号  　　平成18年２月24日規則第12号  　　令和３年６月11日規則第41号  （趣旨）  第１条　この規則は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県興行場法施行条例（昭和59年高知県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、法及び興行場法施行規則（昭和23年厚生省令第29号）、環境衛生監視員証を定める省令（昭和52年厚生省令第１号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。  （書類の提出）  第２条　法又は条例の規定により提出する書類は、興行場の所在地を管轄する保健所長（第７条において「保健所長」という。）に提出しなければならない。  （興行場営業の許可申請書）  第３条　条例第３条の規則で定める申請書は、別記第１号様式又は別記第２号様式によるものとする。  （相続による地位の承継の届出手続）  第４条　法第２条の２第２項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出は、別記第３号様式によりしなければならない。  （合併による地位の承継の届出手続）  第５条　法第２条の２第２項の規定による合併による営業者の地位の承継の届出は、別記第４号様式によりしなければならない。  （分割による地位の承継の届出手続）  第６条　法第２条の２第２項の規定による分割による営業者の地位の承継の届出は、別記第５号様式によりしなければならない。  （変更の届出）  第７条　興行場営業を営む者（第11条において「営業者」という。）は、第３条の申請書又は前３条の届出書に記載した事項を変更したときは、変更の日から10日以内に別記第６号様式により保健所長に届け出なければならない。  （営業の停廃止の届出手続）  第８条　条例第５条の規定による届出は、届出の事由が発生した日から10日以内に別記第７号様式によりしなければならない。  （営業の再開の届出手続）  第９条　条例第６条の規定による届出は、別記第８号様式によりしなければならない。  （営業管理者の設置等の届出手続）  第10条　条例第８条第２項の規定による届出は、別記第９号様式によりしなければならない。  （営業者又は営業管理者の留意事項）  第11条　営業者又は条例第８条第１項の営業管理者は、法第４条第２項の規定により入場者に対して行為の制止をするときは、特に次に掲げる事項について留意しなければならない。  (１)　たん又は唾を場内に吐き散らせないこと。  (２)　喫煙は、定められた場所においてさせること。  付　則  １　この規則は、公布の日から施行する。  ２　興行場法施行細則（昭和23年高知県規則第67号）は、廃止する。  付　則（昭和36年２月10日規則第６号）  この規則は、公布の日から施行する。  付　則（昭和44年６月４日規則第29号）  この規則は、公布の日から施行する。  附　則（昭和59年10月１日規則第43号抄）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  附　則（昭和61年６月23日規則第61号抄）  （施行期日）  １　この規則は、昭和61年６月24日から施行する。  附　則（平成５年３月31日規則第26号の５抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成５年４月１日から施行する。  附　則（平成12年３月28日規則第62号）  （施行期日）  １　この規則は、平成12年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則による改正前の興行場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県興行場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成13年３月27日規則第19号）  （施行期日）  １　この規則は、平成13年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則による改正前の高知県興行場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県興行場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成17年３月25日規則第38号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成17年４月１日から施行する。  （高知県興行場法施行細則の一部改正に伴う経過措置）  ７　この規則による改正前の高知県興行場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県興行場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成18年２月24日規則第12号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成18年４月１日から施行する。  （経過措置）  ３　第２条の規定による改正後の高知県興行場法施行細則別記第１号様式から別記第９号様式までは、同条の規定による改正前の高知県興行場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附則（令和３年６月11日規則第41号）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  （高知県興行場法施行細則の一部改正に伴う経過措置）  ２　第１条の規定による改正前の高知県興行場法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県興行場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。 | ○高知県興行場法施行細則  昭和31年12月21日規則第70号  　改正  　　昭和36年２月10日規則第６号  　　昭和44年６月４日規則第29号  　　昭和59年10月１日規則第43号  　　昭和61年６月23日規則第61号  　　平成５年３月31日規則第26号の５  　　平成12年３月28日規則第62号  　　平成13年３月27日規則第19号  　　平成17年３月25日規則第38号  　　平成18年２月24日規則第12号  （趣旨）  第１条　この規則は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）及び高知県興行場法施行条例（昭和59年高知県条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。  （書類の提出）  第２条　法及び条例の規定により提出する書類は、興行場の所在地を所管する保健所長（第７条において「保健所長」という。）に提出しなければならない。  （営業の許可申請）  第３条　条例第３条の規則で定める申請書は、別記第１号様式又は別記第２号様式によるものとする。  （相続による承継の届出）  第４条　法第２条の２第２項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出は、別記第３号様式によるものとする。  （合併による承継の届出）  第５条　法第２条の２第２項の規定による合併による営業者の地位の承継の届出は、別記第４号様式によるものとする。  （分割による承継の届出）  第６条　法第２条の２第２項の規定による分割による営業者の地位の承継の届出は、別記第５号様式によるものとする。  （変更の届出）  第７条　興行場営業を営む者（第11条において「営業者」という。）は、第３条の申請書又は前３条の届書に記載した事項を変更したときは、変更の日から10日以内に別記第６号様式により保健所長に届け出なければならない。  （営業の停廃止の届出）  第８条　条例第５条の規定による届出は、届出の事由が発生した日から10日以内に別記第７号様式によりするものとする。  （営業の再開の届出）  第９条　条例第６条の規定による届出は、別記第８号様式によるものとする。  （営業管理者の設置の届出）  第10条　条例第８条第２項の規定による届出は、別記第９号様式によるものとする。  （営業者又は管理者の留意事項）  第11条　営業者又は条例第８条第１項の営業管理者が、法第４条第２項の規定により入場者に対して行う行為の制止は、特に次に掲げる事項について留意しなければならないものとする。  (１)　たん及びつばを場内にはき散らせないこと。  (２)　喫煙は、定められた場所においてさせること。  付　則  １　この規則は、公布の日から施行する。  ２　興行場法施行細則（昭和23年高知県規則第67号）は、廃止する。  付　則（昭和36年２月10日規則第６号）  この規則は、公布の日から施行する。  付　則（昭和44年６月４日規則第29号）  この規則は、公布の日から施行する。  附　則（昭和59年10月１日規則第43号抄）  （施行期日）  １　この規則は、公布の日から施行する。  附　則（昭和61年６月23日規則第61号抄）  （施行期日）  １　この規則は、昭和61年６月24日から施行する。  附　則（平成５年３月31日規則第26号の５抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成５年４月１日から施行する。  附　則（平成12年３月28日規則第62号）  （施行期日）  １　この規則は、平成12年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則による改正前の興行場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県興行場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成13年３月27日規則第19号）  （施行期日）  １　この規則は、平成13年４月１日から施行する。  （経過措置）  ２　この規則による改正前の高知県興行場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県興行場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成17年３月25日規則第38号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成17年４月１日から施行する。  （高知県興行場法施行細則の一部改正に伴う経過措置）  ７　この規則による改正前の高知県興行場法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県興行場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。  附　則（平成18年２月24日規則第12号抄）  （施行期日）  １　この規則は、平成18年４月１日から施行する。  （経過措置）  ３　第２条の規定による改正後の高知県興行場法施行細則別記第１号様式から別記第９号様式までは、同条の規定による改正前の高知県興行場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。 |